

平成18年 4月 25日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

中央青山監査法人

業務管理本部退職給付会計グループ

貴委員会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

貴委員会より平成18年3月16日付で公開された標記公開草案に関して、下記のとおり意見を申し上げますので、宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

▶ 代行部分の債務評価について

代行部分の債務評価額を退職給付債務とする本公開草案の見解に同意する。

**【理由】**

代行部分債務を最低責任準備金とすべきとの意見が記載されている。これは、今回の法令改正により、代行部分について事業主が最低責任準備金を超えて負担することが実質的になくなつたことを主たる根拠にしたものと考えられる。

しかし、以下の理由から、代行部分の債務を最低責任準備金とはできないと判断する

1. 代行部分の年金資産の運用責任を厚生年金基金が有していることから、運用次第によって現在の最低責任準備金を超える負担が将来的に生じる可能性がある。  
最低責任準備金を超える負担が事業主にないのであれば、交付金の支給そのものが必要ないか、あるいは、退職給付債務と最低責任準備金の差額全額について、交付金の支給を確約する必要があるため。
2. 交付金には支給要件が付されていることから、少なくとも過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額のうち、交付金で賄われない部分が存在する。  
今回の法令改正によっては、免除保険料率の凍結は解除されたものの、厚生年金基金が解散又は代行返上する場合を除き、最低責任準備金を超える負担を事業主が負わないとはいきれないため。
3. 最低責任準備金を代行部分の債務とした場合、必然的に毎期の費用は掛金に基づき会

計処理することになる。この会計処理では、適切な費用の期間配分を目的として、発生した費用を計上するという退職給付会計の主旨に反するため。

4. 最低責任準備金は、現在、転がし計算によって算定しており、退職給付会計基準が定めた将来給付の見積もりに基づいた現在価値計算によっていない。  
また、最低責任準備金を構成する個人別債務が、本来生じないはずのマイナス残高となっているケースがある。このように、最低責任準備金は、実態としてあるべき債務を表示しているといえないため。

以上の理由から、代行部分の債務は従来どおり、退職給付債務で評価する必要があると判断する。

また、以上のことから、代行部分の債務についての取扱いは、本公開草案の主旨である交付金の会計処理の前提となるため、それを明確にするためにも、(参考)として付するのではなく、Q&Aの中に経緯を記載することが望ましい。

#### ▶ 交付金の会計処理について

交付金について、退職給付費用から控除する以外の会計処理について、実態に応じて処理を選択する余地を設けるか、設けない場合はその旨と根拠を明確にすることが望ましい。

(理由)

交付金は、収入時に退職給付費用の控除項目として取り扱っているが、交付金の有無により、年度ごとに退職給付費用が大きく変動することが予想される。

一方、退職給付費用を「人件費」としてとらえた場合、企業の統制下にない交付金の有無により「人件費」が大きく変動することは、本来、望ましいとはいえない。

交付金によって、従業員の労働の対価が前年度と大きく異なるとは考えられず、退職給付費用が正当な労働の対価を反映していないとの懸念が生じる。

したがって、退職給付費用から交付金を控除する処理を原則としつつも、実態に応じて区分して処理することを認めることが望ましい。また、控除処理に統一する場合は、それが人件費として妥当であり、仮にマイナスになってしまっても、人件費として取り扱うことが合理的との根拠を記載いただくことが望ましい。

以 上